

# 「人権についての市民意識調査」への ご協力をお願い

市民のみなさまには、日頃より市政にご協力いただきましてありがとうございます。  
本市では、「八尾市人権教育・啓発プラン」を 2006（平成 18）年 3 月に策定し、  
人権尊重の社会づくりに向けた取り組みを推進しているところです。

つきましては、広く市民のみなさまの人権についての現状や意識、ご意見をお伺いし、  
八尾市の人権施策を推進するうえでの貴重な基礎資料として活用するため、本市民  
意識調査を実施することになりました。

この調査は満 16 歳以上の市民を対象として、住民基本台帳から 3,000 名の  
方々を無作為に選ばせていただきました。

無記名でご回答いただきました調査票は、八尾市個人情報保護条例により適切に  
管理し、また調査データは統計的に処理いたしますので、内容が外部にもれたり、個人  
にご迷惑をおかけしたりすることは決してありません。

お忙しい中、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力  
くださいますようお願い申し上げます。

2014（平成 26）年 10 月  
八尾市

## ご記入にあたってのお願い

- \* ご自分で文章を読んだり書いたりすることが困難な方は、ご家族やご友人に代筆して  
いただいても結構です。また、代筆が困難な場合は、下記までご連絡ください。
- \* 回答は、あてはまる番号を○で囲んでください。
- \* 選択肢の中で「その他」を選んだ場合は、( ) 内に具体的な内容をご記入ください。
- \* ご記入いただいた調査票は、10月14日（火曜日）までに、同封の返信用封筒に  
入れて、お近くの郵便ポストに投函してください。（切手はいりません）

問い合わせ先 この調査についての問い合わせは、下記までお願いします。

八尾市人権文化ふれあい部 人権政策課

電話：072-924-3830

ファックス：072-924-0175



じんけん しみんいしきちょうさひょう  
人権についての市民意識調査票

さいしょ じしん たず  
最初に、あなたご自身のことについてお尋ねします。

せいべつ  
性別は（○は1つ）。

1. 男性 2. 女性 3. 男性・女性と答えることに抵抗を感じる

ねんれい  
年齢は（○は1つ）。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1. 19歳以下  | 5. 50～59歳 |
| 2. 20～29歳 | 6. 60～69歳 |
| 3. 30～39歳 | 7. 70～79歳 |
| 4. 40～49歳 | 8. 80歳以上  |

げんざい しごと しょくぎょう  
現在のお仕事（職業）は（○は1つ）。

- |                        |
|------------------------|
| 1. 公務員・教職員・医療関係者・福祉関係者 |
| 2. 自営業者                |
| 3. 会社員・団体職員            |
| 4. 学生                  |
| 5. 家事専業                |
| 6. 無職                  |
| 7. その他（具体的に_____）      |

じんけんぜんぱん たず  
人権全般について、お尋ねします。

とい 問1 つぎ 次のことについて、あなたはこの5年間(ねんかん)でどう変化(へんか)したと感じ(かん)ていますか(○は1つ)。

(1) じんけん まも ほうりつ せいど  
人権を守る法律や制度について

1. かなり充実(じゅうじつ)してきた
2. 少し充実(じゅうじつ)してきた
3. 以前(いぜん)と変わらない
4. 少しひどく(すこ)なってきた
5. かなりひどく(すこ)なってきた
6. わからない

(2) しみん じんけんいしき  
市民の人権意識について

1. かなり高く(たか)なってきた
2. 少し高く(たか)なってきた
3. 以前(いぜん)と変わらない
4. 少し低く(ひく)なってきた
5. かなり低く(ひく)なってきた
6. わからない

とい 問2 じよせい かん 女性(じよせい)に関する(かん)ことで、あなたが特に(とく)人権(じんけん)が尊重(そんちょう)されていないと思(おも)われるのはどのようなこと(おも)ですか(○はいくつでも)。

1. 「男(おとこ)は仕事(しごと)、女(おんな)は家庭(かてい)」といった性別(せいべつ)による固定的(こていてき)な役割(やくわり)分担(ぶんたん)意識(いしき)を人に押しつけること
2. 就職(しゅうしょく)時の採用(さいよう)条件(じょうけん)、仕事(しごと)内容(ないよう)、昇給(しょうきゅう)昇進(しょうしん)など、職場(しょくば)において男女(だんじよ)で格差(かくさ)を設(もう)けること
3. 職場(しょくば)や学校(がっこう)などにおいてセクシュアル・ハラスメント(性的嫌(せいてき)がらせ)をすること
4. 待ち伏せ(まちぶせ)や無言電話(むごんでんわ)などストーカー(つきまとい)行為(こうい)をすること
5. 痴漢(ちかん)や強(きょう)制(せい)わいせつ、レイプ(強姦(ごうかん))などの性犯罪(せいはんざい)をすること
6. 配偶者(はいぐうしゃ)や交際(こうさい)相手(あいて)など親しい関係(かんけい)にある人(ひと)に対して暴力(ぼうりょく)(なぐる、暴言(ぼうげん)、行動(こうどう)を監視(かんし)するなど)をふるうこと
7. 売春(ばいしゅん)・買春(かいしゅん) (いわゆる「援助交際(えんじよこうさい)」を(含む)をすること
8. テレビ、ビデオ、雑誌(ざっし)、インターネットなどで女性(じよせい)の性的側面(せいてきそくめん)のみをいたずらに強調(きょうちょう)すること
9. 男女(だんじよ)ともに、働(はたら)きながら、家事(かじ)や子育て(こそだ)・介護(かいご)などを両立(りょうりつ)できる環境(かんきやう)が整備(せいび)されていないこと
10. さまざまな意思決定(いしけつてい)や方針決定(ほうしんけつてい)の場(ば)に、女性(じよせい)の参画(さんかく)が進(すす)んでいないこと
11. その他(たぐたいき) (具体的に\_\_\_\_\_)
12. 特(とく)にない
13. わからない

**問3** 子どもに関することで、あなたが特に人権が尊重されていないと思われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. 仲間はずれや無視、暴力や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと
2. インターネットや携帯サイト、電子メールなどでいじめや嫌がらせを行うこと
3. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
4. 親が子どもに暴力、暴言などの虐待をすること
5. 教師が子どもに体罰を加えること
6. 大人が子どもの意見を無視したり、大人の考えを押しつけたりすること
7. 親が食事を与えないなど、日常生活の面倒を見ず、子育てを放棄すること
8. 児童売春・買春、児童ポルノなどの性情報が氾濫していること
9. 家庭、学校、地域の連携が弱く、子どもを育てる環境が孤立していること
10. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
11. 特にない
12. わからない

**問4** 高齢者に関することで、あなたが特に人権が尊重されていないと思われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
2. 悪徳商法や詐欺などで財産を搾取すること
3. 賃貸住宅への入居を拒むこと
4. 家族が必要な支援をしなかったり、暴力、暴言などの虐待をしたりすること
5. 病院や福祉施設での対応が不十分であったり、暴力、暴言などの虐待をしたりすること
6. 不当に扱ったり、意見や行動を尊重しなかったりすること
7. 日常生活に必要な情報をわかりやすく伝える配慮が足りないこと
8. 道路の環境整備や公共施設、乗り物、建物の設備などにおいて、高齢者が暮らしやすいまちづくり・住宅づくりが進んでいないこと
9. 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること
10. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
11. 特にない
12. わからない

問5

しょう しょう ひと かん とうく じんけん せんちやう おも  
障がいのある人に関する事で、あなたが特に人権が尊重されていないと思  
われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. じろじろ見たり、避けたりすること
2. 不当に扱ったり、意見や行動を尊重しなかったりすること
3. 家族が必要な支援をしなかったり、暴力、暴言などの虐待をしたりする  
こと
4. 賃貸住宅への入居を拒むこと
5. 賃貸住宅において、バリアフリーへの改修を拒むこと
6. 道路の環境整備や公共施設、乗り物、建物の設備などにおいて、障が  
いのある人が暮らしやすいまちづくり・住宅づくりが進んでいないこと
7. 働ける場所や雇用に取り組んでいる企業が少ないこと
8. サービス事業所や福祉施設・病院での対応が不十分であったり、暴力、  
暴言などの虐待をしたりすること
9. 地域の学校に通えない場合があること
10. スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
11. 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立しているこ  
と
12. 差別的な発言や落書きなどをすること
13. 聴覚や視覚に障がいのある人などへ必要な情報を伝える配慮が足りな  
いこと
14. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
15. 特にない
16. わからない

**問6** どうわもんだい かん 同和問題に関することで、あなたが特に人権が尊重とく じんけん そんちょう されていないと思われおもるのはどのようなことですか（○はいくつでも）。

1. 結婚けっこんにあたって相手あいてが同和地区どうわちく出身者くしゅっしんしゃかどうかき気にすること
2. 就職しゅうしょくや職場しょくばにおいて不利ふりな扱いあつかをすること
3. 家を借いりたり購か入こうしたりする際さいに同和地区どうわちくを避さけること
4. 身元調査みもとちょうさをすること
5. 差別的な発言さべつてきや落書きはつげんなどらくがをすること
6. インターネットなどを利用して差別的な情報りよう さべつてき じょうほう けいさいを掲載けいさいすること
7. 交こう流りゅうや交こう際さいを避さけること
8. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
9. 特とくにない
10. わからない

**問7** がいこくじん かん 外国人に関することで、あなたが特に人権が尊重とく じんけん そんちょう されていないと思われおもるのはどのようなことですか（○はいくつでも）。

1. じろじろ見みたり、避さけたりすること
2. 不当ふとうに扱あつかったり、意見いけんや行動こうどうを尊重そんちょうしなかったりすること
3. 差別的な発言さべつてきや落書きはつげんなどらくがをすること
4. 賃貸住宅ちんたいじゅうたくへの入居にゅうきよを拒こぼむこと
5. 就職しゅうしょくや職場しょくばにおいて不利ふりな扱いあつかをすること
6. 施設・道路・鉄道案内しせつ どうろ てつどうあんないの外国語表記がいこくごひょうきなど、外国人市民がいこくじんしみんにも暮らしやすいますちづくりが進すすめられていないこと
7. 外国語がいこくごで対応たいおうできる相談窓口そうだんまどぐちや病院・施設びょういん しせつが少すくないこと
8. 近隣きんりんや地域ちいきの人ひととのふれあいや理解りかいを深ふかめる機会きかいが少すくなく孤立こりつしていること
9. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
10. 特とくにない
11. わからない

**問8** エイズ患者・HIV（注1）感染者に関する事で、あなたが特に人権が尊重されていないと思われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. 患者・感染者のプライバシーを守らないこと
2. 就職や職場において不利な扱いをすること
3. 病院が治療や入院を拒むこと
4. 結婚を断ったり、周囲が結婚に反対したりすること
5. 無断でHIV検査をすること
6. 差別的な発言や行動をすること
7. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
8. 特にない
9. わからない

**問9** 野宿生活をやむなくしている人に関する事で、あなたが特に人権が尊重されていないと思われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. じろじろ見たり、避けたりすること
2. 危害を加えたり、嫌がらせをしたりすること
3. 居住場所がないなどにより、就労が困難であること
4. 病院が治療や入院を拒むこと
5. 相談窓口や就労・生活支援体制が不十分であること
6. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
7. 特にない
8. わからない

**問10** インターネットに関する事で、あなたが特に人権が尊重されていないと思われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する可能性のある場があること
2. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
3. 違法なポルノの情報や映像を掲載したり流通させたりすること
4. デマを流されたり、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載すること
5. 第三者が無断で他人の電子メールを閲覧すること
6. 個人情報流出などの問題が多く発生していること
7. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
8. 特にない
9. わからない



とい 問11 ハンセン病回復者びょうかいふくしゃ かんに関するおもことで、あなたが特に人権とく じんけんが尊重そんちょうされていないと思われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. じろじろ見みたり、避さけたりすること
2. 就職しゅうしょくや職場しょくばにおいて不利ふりな扱あつかいをすること
3. 賃貸住宅ちんたいじゅうたくへの入居にゅうきよを拒こぼむこと
4. 病院びょういんが治療ちりょうや入院にゅういんを拒こぼむこと
5. 家族かぞくや親族しんぞくとの交こう流りゅうやふれあいが少すくないこと
6. 近隣きんりんや地域ちいきの人ひととのふれあいや理解りかいを深ふかめる機会きかいが少すくなく孤立こりつしていること
7. その他た（具体的ぐたいてきに\_\_\_\_\_）
8. 特とくにない
9. わからない

とい 問12 性的マイノリティせいせき（注2）に関するおもことで、あなたが特に人権とく じんけんが尊重そんちょうされていないと思われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. 「男おとこらしく、女おんならしく」という考かんがえを推おしつけること
2. 学校がっこうや職場しょくばでいじめや嫌いやがらせをすること
3. 就職しゅうしょくや職場しょくばにおいて不利ふりな扱あつかいをすること
4. 近隣きんりんや地域ちいきの人ひととのふれあいや理解りかいを深ふかめる機会きかいが少すくなく孤立こりつしていること
5. その他た（具体的ぐたいてきに\_\_\_\_\_）
6. 特とくにない
7. わからない

とい 問13 犯罪被害者はんざいひがいしや（犯罪はんざいによって被害ひがいを受けた人うおよび家族かぞくなど）に関するおもことで、あなたが特に人権とく じんけんが尊重そんちょうされていないと思われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. 犯罪行為はんざいこういによって精神的せいしんてき、経済的けいざいてきな負担ふたんを受けること
2. 捜査そうさや刑事裁判けいじさいばんにおいて精神的せいしんてきな負担ふたんを受けること
3. 報道ほうどう、インターネットや地域住民ちいきじゅうみんによってプライバシーしんがひを侵害せいかつされ、生活せいかつの平穩へいおんが保たもてなくなること
4. 相談窓口そうだんまどぐちや支援体制しえんたいせいが不十分ふじゅうぶんであること
5. 事実じじつを知るために必要ひつような情報じょうほうを入手にゅうしゅすることが困難こんなんであること
6. その他た（具体的ぐたいてきに\_\_\_\_\_）
7. 特とくにない
8. わからない

とい  
問14 刑を終えて出所した人に関する<sup>かん</sup>ことで、あなたが特に<sup>とく</sup>人権<sup>じんけん</sup>が尊重<sup>そんちよう</sup>されてい  
ないと思われるのはどのようなことですか（〇はいくつでも）。

1. 就<sup>しゅうしょく</sup>職<sup>しょくば</sup>や職場<sup>しょくば</sup>において不利<sup>ふり</sup>な扱<sup>あつか</sup>い<sup>あつか</sup>をすること
2. 報<sup>ほうどう</sup>道<sup>どう</sup>、イン<sup>ちい</sup>ター<sup>き</sup>ネ<sup>じゅう</sup>ット<sup>みん</sup>や地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>住<sup>じゅう</sup>民<sup>みん</sup>によ<sup>よ</sup>って<sup>よ</sup>プ<sup>しん</sup>ライ<sup>がい</sup>バ<sup>せい</sup>シー<sup>かつ</sup>を<sup>を</sup>侵<sup>しん</sup>害<sup>がい</sup>さ<sup>さ</sup>れ、生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>  
の平<sup>へい</sup>穏<sup>おん</sup>が保<sup>たも</sup>て<sup>たも</sup>な<sup>な</sup>く<sup>く</sup>な<sup>な</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と
3. 賃<sup>ちん</sup>貸<sup>たい</sup>住<sup>じゅう</sup>宅<sup>たく</sup>へ<sup>へ</sup>の<sup>の</sup>入<sup>にゅう</sup>居<sup>きよ</sup>を<sup>を</sup>拒<sup>こぼ</sup>む<sup>む</sup>こ<sup>こ</sup>と
4. 相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>窓<sup>まど</sup>口<sup>ぐち</sup>や支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>体<sup>たい</sup>制<sup>せい</sup>が不<sup>ふ</sup>十<sup>じゅう</sup>分<sup>ぶん</sup>で<sup>で</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と
5. そ<sup>た</sup>の<sup>ぐ</sup>他<sup>たい</sup>（具<sup>ぐ</sup>体<sup>たい</sup>的<sup>てき</sup>に\_\_\_\_\_）
6. 特<sup>とく</sup>に<sup>に</sup>ない
7. わ<sup>わ</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>ない

あなたの日常生活での人権に対する意識や行動についてお尋ねします。

問15 次にあげる考え方について、あなたはどのように思われますか(①～⑬についてそれぞれ該当する番号に○)。

	そう思う おも	そう思う おも	どちらかといえは、 どちらでもない	どちらかといえは、 そう思わない	そう思わない おも	わからない
①妻や子を養うのは男の責任である という考え方	1	2	3	4	5	6
②子どものしつけのためには、体罰も やむをえないという考え方	1	2	3	4	5	6
③年をとったら、若い人に従ったほう がよいという考え方	1	2	3	4	5	6
④障がい者はハンデがあり、できない ことが多いので、社会進出は控えた ほうがよいという考え方	1	2	3	4	5	6
⑤同和問題に関する教育や啓発はで きるだけ行わず、そっとしておくほ うがよいという考え方	1	2	3	4	5	6
⑥外国人労働者が増えると日本人の 労働の場が奪われるという考え方	1	2	3	4	5	6
⑦権利のみを主張して他人の迷惑を 考えない人が増えたという考え方	1	2	3	4	5	6
⑧差別の原因には差別される人の側 の問題があるという考え方	1	2	3	4	5	6
⑨精神障がい者は犯罪を犯しやすい という考え方	1	2	3	4	5	6
⑩知的障がい者は大声をあげたり暴 れたりするなど、問題を起こしやす いという考え方	1	2	3	4	5	6
⑪外国籍の人が近所に引越してくるこ とは、不安であるという考え方	1	2	3	4	5	6
⑫職業に対する偏見はしかたがない という考え方	1	2	3	4	5	6
⑬学歴による差別はしかたがないとい う考え方	1	2	3	4	5	6

とい  
**問16** あなたは、<sup>つぎ</sup>次の<sup>じょうやく</sup>条約や<sup>ほうりつ</sup>法律、<sup>じょうれい</sup>条例などを<sup>ぞんじ</sup>ご存知ですか（①～⑭についてそれぞれ<sup>がいたう</sup>該当する<sup>ばんごう</sup>番号に○）。

	内容まで知っている	言葉だけ見聞きしたことがある	知らない
①世界人権宣言	1	2	3
②人種差別撤廃条約	1	2	3
③子どもの権利条約	1	2	3
④児童虐待の防止等に関する法律	1	2	3
⑤いじめ防止対策推進法	1	2	3
⑥高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）	1	2	3
⑦障害者の権利に関する条約	1	2	3
⑧障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	1	2	3
⑨障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	1	2	3
⑩バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	1	2	3
⑪ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）	1	2	3
⑫大阪府部落差別調査規制条例（大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例）	1	2	3
⑬八尾市人権尊重の社会づくり条例	1	2	3
⑭八尾市人権教育・啓発プラン	1	2	3

じんけんしんがい ようご たず  
人権侵害や擁護についてお尋ねします。

とい  
問17 (1) あなたは、この5年間<sup>ねんかん</sup>くらいの間に、自分<sup>あいだ</sup>の人権<sup>じんけん</sup>が侵害<sup>しんがい</sup>されたと感じ<sup>かん</sup>たことがありますか (○はいくつでも)。

- 問18 へお進みください。
1. あらぬ噂<sup>うわさ</sup>やかげ口<sup>ぐち</sup>で名誉<sup>めいよ</sup>を傷<sup>きず</sup>つけられたことがある (嫌<sup>いや</sup>な思<sup>おも</sup>いをしたことがある)
  2. 市役所<sup>しやくしょ</sup>などの公的機関<sup>こうてききかん</sup>で不当<sup>ふとう</sup>な扱<sup>あつか</sup>いを受けたことがある
  3. 学校<sup>がっこう</sup>・職場<sup>しよくば</sup>・地域社会<sup>ちいきしやかい</sup> (近所<sup>きんじよ</sup>) でいじめや仲間はずれ<sup>なかも</sup>や嫌<sup>いや</sup>がらせなどをされたことがある
  4. 学校<sup>がっこう</sup>・職場<sup>しよくば</sup>で暴力<sup>ぼうりよく</sup>・体罰<sup>たいばつ</sup>・虐待<sup>ぎやくたい</sup>を受けたことがある
  5. 結婚<sup>けっこん</sup>や就<sup>しゆう</sup>職<sup>しよく</sup>に際<sup>さい</sup>して差別的<sup>さべつてき</sup>な扱<sup>あつか</sup>いを受けたことがある
  6. 学校<sup>がっこう</sup>・職場<sup>しよくば</sup>で採用条件<sup>さいようじょうけん</sup>、昇給<sup>しやうきん</sup>昇進<sup>しやうしん</sup>、成績評価<sup>せいせきひやうか</sup>などの不当<sup>ふとう</sup>な扱<sup>あつか</sup>いを受けたことがある
  7. プライバシー<sup>しんがい</sup>を侵害<sup>しんがい</sup>されたことがある
  8. インターネットや電子メール<sup>でんし</sup>などでいじめや嫌<sup>いや</sup>がらせを受けたことがある
  9. セクシュアル・ハラスメント (性的嫌<sup>せいてき</sup>がらせ) <sup>いや</sup>を受けたことがある
  10. ストーカー (つきまとい) <sup>う</sup>行為<sup>こうい</sup>・痴漢<sup>ちかん</sup>・強<sup>きやう</sup>制<sup>せい</sup>わいせつ<sup>せい</sup>を受けたことがある
  11. 配偶者<sup>はいぐうしや</sup>や交際相手<sup>かうさいあいて</sup>など親しい関係<sup>しん</sup>にある人<sup>ひと</sup>から暴力<sup>ぼうりよく</sup> (なぐる、暴言<sup>ぼうげん</sup>、行動<sup>こうどう</sup>を監視<sup>かんし</sup>するなど) <sup>う</sup>を受けたことがある
  12. 悪臭<sup>あくしゆう</sup>・騒音<sup>そうおん</sup>などで迷惑<sup>めいわく</sup>をこうむったことがある
  13. 身に覚え<sup>み おぼ</sup>のないこと<sup>ふとう</sup>で不当<sup>ほんにん</sup>に犯<sup>あつか</sup>人<sup>あつか</sup>扱<sup>あつか</sup>いされたことがある
  14. ヘイト・スピーチ<sup>み</sup>をされたり、見<sup>み</sup>たりしたことがある
  15. その他<sup>た</sup>
  16. 答え<sup>こた</sup>たくない
  17. 人権<sup>じんけん</sup>を侵害<sup>しんがい</sup>されたと感じ<sup>かん</sup>たことはない
- 問19へお進みください。

→ (2) 「15. その他」と答<sup>こた</sup>えた方<sup>かた</sup>にお聞<sup>き</sup>きます。差<sup>さ</sup>し支<sup>つか</sup>えなければど<sup>き</sup>のような場<sup>ばあ</sup>合<sup>い</sup>か、具<sup>ぐ</sup>体的<sup>たいてき</sup>に記<sup>き</sup>入<sup>にゅう</sup>してください。

---



---



---



---



---



---



---



---

とい 18 とい 17 こと じんけんしんがい う とき  
**問18** 問17で答えられたような人権侵害を受けた時に、あなたはどうしましたか  
 (〇はいくつでも)。

1. 相手に直接抗議した
2. 家族・親族に相談した
3. 友人・同僚に相談した
4. 学校の先生や職場の上司に相談した
5. 地域の自治会長(町会長)や民生委員・児童委員などに相談した
6. 市の相談窓口(市)に相談した
7. 法務局・人権擁護委員に相談した
8. 警察に相談した
9. 弁護士に相談した
10. 民間の人権団体や相談機関(具体的に\_\_\_\_\_ )に相談した
11. 職場の相談窓口(職場)に相談した
12. 何もせず我慢した
13. 答えたくない
14. その他(具体的に\_\_\_\_\_ )

→ とい 20 へおすすみください。

とい 19 とい 17 じんけん しんがい かん こと かつ き  
**問19** 問17で「17. 人権を侵害されたと感じたことはない」と答えた方にお聞き  
 します。仮にあなたが人権侵害を受けた場合、どうされますか(〇はいくつで  
 も)。

1. 相手に直接抗議する
2. 家族・親族に相談する
3. 友人・同僚に相談する
4. 学校の先生や職場の上司に相談する
5. 地域の自治会長(町会長)や民生委員・児童委員などに相談する
6. 市の相談窓口(市)に相談する
7. 法務局・人権擁護委員に相談する
8. 警察に相談する
9. 弁護士に相談する
10. 民間の人権団体や相談機関(具体的に\_\_\_\_\_ )に相談する
11. 職場の相談窓口(職場)に相談する
12. 何もせず我慢する
13. その他(具体的に\_\_\_\_\_ )

問20 次のような場面（A～D）に出合ったとき、あなたご自身はどうすると思われ  
 れますか（〇はいくつでも）。

- A. 隣家でしばしば子どもの泣き叫ぶ声と親の怒鳴り声が聞こえ、虐待が疑  
 われる場合。
1. かかわらないようにする
  2. 直接、隣家の親に尋ねる
  3. 子ども家庭センターなどの窓口で連絡する
  4. 警察に連絡する
  5. 民生委員・児童委員や自治会長(町会長)などの地域の役員に相談  
 する
  6. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
- B. 街で差別的な落書きを見つけた場合。
1. そのままにしておく
  2. 身近な人に相談する
  3. 公的な機関（警察、市役所、学校など）で連絡する
  4. 民生委員・児童委員や自治会長(町会長)などの地域の役員に相談  
 する
  5. 自分で消す
  6. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
- C. 日常会話の中で、誰かが差別的な発言をした場合。
1. 何もせずに黙っておく
  2. 話を合わせてしまう
  3. 他の話題に変えようと努力する
  4. 差別的な発言であることを指摘する
  5. その他（具体的に\_\_\_\_\_）
- D. 街で白い杖をもった人や車椅子の人が、介助を求めている場合。
1. 黙ってとおりに過ぎる
  2. 周りの人の様子を見ながら、手を貸すかどうか決める
  3. すぐに手を貸すか、一人で無理なら他の人の手助けを求める
  4. その他（具体的に\_\_\_\_\_）

問21 あなたが親しくしている人の中に、次のような人はいますか（〇はいくつで  
 も）。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 1. 外国人       | 7. エイズ患者・HIV感染者 |
| 2. 身体障がい者    | 8. ハンセン病回復者     |
| 3. 知的障がい者    | 9. 性的マイノリティの人   |
| 4. 精神障がい者    | 10. 刑を終えて出所した人  |
| 5. 同和地区出身者   | 11. その他（_____）  |
| 6. 介護を必要とする人 | 12. いない         |

じんけん かん けいはつかつどう たず  
**人権に関する啓発活動についてお尋ねします。**

とい  
**問22** (1) あなたが人権について学んだのは、どのような機会ですか (〇はいくつでも)。

1. しょうがっこう ちゅうがっこう じゅぎょう  
 小学校・中学校の授業
2. こうこう だいがく じゅぎょう  
 高校・大学の授業
3. PTA などのがっこうぎょうじ  
 PTA などの学校行事
4. ちく じんけんけんしゅう  
 地区人権研修
5. や おし ぎょうせいしゅさい ぎょうじ  
 八尾市などの行政主催の行事
6. しょくば けんしゅうかい  
 職場での研修会など
7. 民間機関や市民団体主催の行事
8. しょせき けいはつかつし ふく  
 書籍 (啓発冊子を含む) やテレビなど
9. その他 (具体的に \_\_\_\_\_ )
10. これまでに学ぶことがなかった → とい すす  
 問23へお進みください。

(2) そのとき、学んだ人権課題はどのような内容ですか (〇はいくつでも)。

1. じょせい じんけん  
 女性の人権について
2. こ じんけん  
 子どもの人権について
3. こうれいしゃ じんけん  
 高齢者の人権について
4. しょうがいしゃ じんけん  
 障がい者の人権について
5. どうわもんだい  
 同和問題について
6. アイヌのひと じんけん  
 アイヌの人びとの人権について
7. がいこくじん じんけん  
 外国人の人権について
8. かんじゃ HIVかんせんしゃ じんけん  
 エイズ患者・HIV感染者の人権について
9. びょうかいふくしゃ じんけん  
 ハンセン病回復者の人権について
10. けい お しゅつしよ ひと じんけん  
 刑を終えて出所した人の人権について
11. はんざいひがいしゃ じんけん  
 犯罪被害者の人権について
12. インターネットによるじんけんしんがい  
 インターネットによる人権侵害について
13. のじゅくせいかつ ひと じんけん  
 野宿生活をやむなくしている人の人権について
14. せいてき じんけん  
 性的マイノリティの人権について
15. らちひがいしゃ じんけん  
 拉致被害者の人権について
16. その他 (具体的に \_\_\_\_\_ )

→ とい すす  
 問24へお進みください。



問23 問22(1)で「10. これまでに学ぶことがなかった」と答えた方だけにお聞きします。これまで、学ぶことがなかったのはなぜですか(〇はいくつでも)。

1. 学ぶ機会がなかったから
2. 自己学習で十分だから
3. 講演会や研修会に意義を認めないから
4. 興味のある講演会や研修会などがなかったから
5. 人権学習に関心がないから
6. 時間的な余裕がなかったから
7. どこで、いつ、どのようなことをしているかがわからず、参加できなかったから
8. 難しそうだったから
9. 子育てや親の介護などで参加できなかったから
10. 障がいや言葉の問題などで参加できなかったから
11. なんとなく
12. その他(具体的に\_\_\_\_\_)

問24 今後学んでみたい人権に関するテーマはどのような内容ですか(〇はいくつでも)。

1. 女性の人権について
2. 子どもの人権について
3. 高齢者の人権について
4. 障がい者の人権について
5. 同和問題について
6. アイヌの人びとの人権について
7. 外国人の人権について
8. エイズ患者・HIV感染者の人権について
9. ハンセン病回復者の人権について
10. 刑を終えて出所した人の人権について
11. 犯罪被害者の人権について
12. インターネットによる人権侵害について
13. 野宿生活をやむなくしている人の人権について
14. 性的マイノリティの人権について
15. 拉致被害者の人権について
16. その他(具体的に\_\_\_\_\_)

とい 問25 (1) 人権教育や啓発を今後どのように進めていけばよいと思われませんか(○はいくつでも)。

1. 学校での取り組みをより充実させるべきだ
2. 職場での取り組みをより充実させるべきだ
3. 市や教育委員会で市民向けの取り組みをより充実させるべきだ
4. 民間機関や市民団体の取り組みをより充実させるべきだ
5. 地域のまちづくりとして取り組むべきだ
6. わからない
7. その他(具体的に\_\_\_\_\_)

(2) 人権について学習するためには、どのような学習内容や学習方法が良いと思われませんか(○はいくつでも)。

1. 映画・テレビ番組・ビデオなど映像を通じての学習
2. コンサート、劇、踊りなどを通じての学習
3. 本、手記、作文、詩などを通じての学習
4. 参加者同士の自由な意見交換や、体験を通じての学習
5. 施設見学や、現場を訪れての学習
6. 関係者、当事者の話を聞いたり交流を通じての学習
7. 専門家や著名な人の講演を通じての学習
8. わからない
9. その他(具体的に\_\_\_\_\_)

とい 問26 人権教育・啓発のための取り組みについて、市に対して望むことはありますか(○はいくつでも)。

1. 市政だよりや冊子、FMちゃおなどを活用した啓発活動の充実
2. 地域での人権啓発を進めるリーダーを養成し、住民相互啓発を促す
3. 継続して学べる講座の開催
4. 夜間や土日に学べる講座の開催
5. 身近な公共施設で学べる講座の開催
6. 乳幼児の一時保育や手話通訳などを設け、参加しやすくする
7. わからない
8. その他(具体的に\_\_\_\_\_)

とい  
**問27** あなたの周囲で、差別問題や人権課題に熱心に取り組んでいる人はいますか  
(○は1つ)。

- |       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 1. いる | 2. いない | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

とい  
**問28** 人権が尊重される社会にするために、ご意見があればご記入ください。

---

---

---

---

---

---

---

---

**用語解説**

**注1 HIV**

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) のこと。これにより後天性免疫不全症候群 (AIDS) がひきおこされる。ウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染が HIV の感染経路とされている。このウイルスが血液の中に入るとリンパ球を破壊し、その結果、全身の免疫機構が破壊され、抵抗力がなくなりさまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

**注2 性的マイノリティ**

性のあり方に関する従来の固定的な考え方(「性別は男女のみ」「異性以外に性的意識が向くのはおかしい」など)からは、逸脱していると見なされ、差別的取り扱いをされている人びとのことをさす。具体的には、同性愛者、両性愛者、性同一性障がいの人など。セクシュアル・マイノリティともいう。

きょうりよく  
ご協力いただきありがとうございます。

どうふう へんしんようふうとう い がつ にち かようび  
同封の返信用封筒に入れて、10月14日(火曜日)までに

ちか ゆうびん とうかん きって  
お近くの郵便ポストに投函してください(切手はいりません)。